

袖ヶ浦市告示第3.4号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成16年3月6日から効力を生ずる。

平成16年3月5日

袖ヶ浦市長 小 泉 義 弥

新		旧		地 番
大字	字	大字	字	
飯 富	釜 沼	曾 根	境 田	大字飯富字釜沼301、302、303、 304の1、306の1、307の1、 307の2、308の1に隣接する道 路、水路である公有地の一部
			古橋本	330の2 大字飯富字釜沼308の1、311の 1、312、313の1に隣接する道路、 水路である公有地の一部
		飯 富	秋 山	315の2に隣接する道路、水路である 公有地の全部 315の2の地先の道路、水路である公 有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成15年8月8日現在の土地登記簿謄本
によるものである。